

別表

	対象事業	備考
1	既存住宅の増築工事、改築工事及び減築工事	基準法第6条に規定する建築確認が必要な場合は、建築確認済証の写しを添付すること。
2	台所、浴室、洗面室、トイレの改修工事	
3	給排水衛生設備工事	増築、一部改築、減築工事その他のリフォームによる撤去、移設、修理、取替又は新設を対象とする。宅外配管・配線工事を含む。 給湯器等の器具交換のみの工事は対象としない。
4	給湯設備工事	
5	換気設備工事	
6	電気設備工事	
7	ガス設備工事	
8	オール電化住宅工事	工場の必要ないIHクッキングヒーターの設置は、対象としない。
9	屋根のふき替え、塗装工事及び防水工事	
10	外壁の張り替え、塗装工事	
11	部屋の間仕切りの新設、変更工事	
12	床、内壁、天井の張り替え、塗装等の内装工事	床暖房（ガスや電気式）工事も対象とする。 内装工事に伴う室内カーテン、ブラインド等の取替えや新設は対象とする。ただし、当該取替等に伴う工場の必要がない場合は対象としない。
13	床、壁、窓、天井、屋根の断熱工事	
14	ふすま紙及び障子紙の張り替え、畳の取り替え（表替え、裏返しを含む。）	

15	雨どい等の取り替え及び修理	
16	建具、開口部の取り替え及び新設工事	手動・電動シャッターも対象とする。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルム等の取替えや新設も対象とする。ただし、当該取替等に伴う工事が無い場合は対象としない。
17	造作家具工事	大工工事が伴うものに限る。
18	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張、エレベーターの設置、その他これらに類する工事をいう。）	介護保険制度、障害者制度等の他の制度を利用している部分は、対象としない。
19	防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）	
20	既存住宅の解体工事（リフォーム工事に伴う場合のみ）	増築、改築、減築工事その他リフォームに伴う部分の解体工事を対象とする。